

○船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例

平成20年3月31日

条例第14号

改正 平成21年3月31日条例第12号

平成23年3月31日条例第8号

平成24年12月28日条例第72号

平成26年3月28日条例第1号

平成30年3月30日条例第28号

平成31年3月29日条例第1号

平成31年3月29日条例第14号

船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例

船橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年船橋市条例第6号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 廃棄物の減量及び資源化（第8条—第11条）

第3章 廃棄物の適正処理（第12条—第24条）

第4章 事業用の建築物等における廃棄物の減量、資源化及び適正処理（第25条—第30条）

第5章 市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等（第31条—第35条）

第6章 市が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格（第36条）

第7章 廃棄物減量等推進審議会等（第37条・第38条）

第8章 手数料等（第39条—第41条）

第9章 雜則（第42条—第44条）

附則

第8章 手数料等

（平24条例72・旧第7章線下）

（廃棄物の処理手数料）

第39条 市が行う廃棄物の処理に関し、占有者等又は事業者から徴収する手数料の額は、次に掲げるところにより算定した額（第2号から第5号までの手数料については、その額

に100分の10を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加えた額）とする。

(1) 動物の死体の処理

ア 市が収集、運搬及び処分をするとき 1体につき 2,200円

イ 市長が指定する場所へ搬入をするとき 1体につき 1,100円

(2) し尿の収集

ア 世帯構成人員に応じた排出量であると認められる一般家庭（定額制）

(ア) 回数割 2歳以上の者が3人以下の世帯は月1回及び4人以上の世帯は月2回まで1回につき 155円

(イ) 超過回数割 2歳以上の者が3人以下の世帯で月1回及び4人以上の世帯で月2回を超えるとき1回につき 310円

(ウ) 人頭割 2歳以上の者1人1月につき 200円

イ 店舗、事業所、学校、寮、アパート等で定額制を採用することが不適当なもの（従量制）

(ア) 回数割 月2回まで1回につき 155円

(イ) 超過回数割 月2回を超えるとき1回につき 310円

(ウ) 処理量割 10リットルにつき 54円

(3) 直接搬入の浄化槽汚泥の処理 180リットルにつき 45円

(4) 事業活動に伴って生じた一般廃棄物（動物の死体、し尿及び浄化槽汚泥を除く。）

又は第21条の規定により指定された産業廃棄物を市長が指定する一般廃棄物処理施設へ搬入をするとき 1キログラムにつき 20円

(5) 家庭から排出される粗大ごみ（おおむね20リットル以上の大きさの固形物及び金属の塊で規則で定めるものをいう。）の処理

ア 市が収集、運搬及び処分をするとき 1キログラムにつき 34円を基準とし、品目別に1,400円を超えない範囲で規則で定める額

イ 市の一般廃棄物処理施設に搬入をする場合

(ア) 1回の搬入が15キログラム未満のとき 150円

(イ) 1回の搬入が15キログラム以上のとき (ア) の額に15キログラム以上の部分について10キログラムにつき150円を加えた額

(平21条例12・一部改正、平24条例72・旧第38条繰下、平26条例1・平31条例1・一部改正)

(し尿の収集手数料の納期)

第40条 し尿の収集に係る手数料の納期は、次のとおりとする。

- 第1期（2月・3月分） 4月8日から5月末日まで
- 第2期（4月・5月分） 6月8日から7月末日まで
- 第3期（6月・7月分） 8月8日から9月末日まで
- 第4期（8月・9月分） 10月8日から11月末日まで
- 第5期（10月・11月分） 12月8日から翌年1月末日まで
- 第6期（12月・翌年1月分） 翌年2月8日から3月末日まで

2 市長は、特別な事情がある場合において前項の納期により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

(平24条例72・旧第39条繰下)

(手数料の減免)

第41条 市長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(平24条例72・旧第40条繰下)

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例（以下「新条例」という。）第26条の規定はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に建築確認申請等又は建築基準法第6条の2第1項の確認済証の交付に係る申請（以下「指定確認検査機関への申請」という。）をする者について適用し、新条例第30条の規定は施行日以後に建築確認申請等若しくは指定確認検査機関への申請（施行日前の同法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定に係る申請に係る施行日以後の建築確認申請等又は指定確認検査機関への申請を除く。）をする者又は同号に規定する道路の位置の指定に係る申請をする者について適用する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に改正前の船橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「旧条例」という。）第6条第1項の規定により置かれている船橋市廃棄物減量等推進審議会は、施行日において新条例第36条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性を

もって存続するものとする。

- 4 この条例の施行の際現に旧条例第6条第3項の規定により委嘱されている船橋市廃棄物減量等推進審議会の委員である者は、施行日において新条例第36条第3項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、施行日におけるその者の審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。
- 5 この条例の施行の際現に行われている旧条例第16条の規定による届出（粗大ごみ又はし尿に係るものに限る。）は新条例第15条第1項の申込みと、旧条例第16条の規定による届出（動物の死体に係るものに限る。）は新条例第16条の規定による申込みとみなす。
- 6 この条例の施行の際現に旧条例第17条第1項の規定により許可を受けている者は、施行日に新条例第22条第1項の規定により許可を受けたものとみなす。この場合において、当該許可を受けたものとみなされる者に係る許可の有効期間は、施行日におけるその者に係る旧条例第17条第1項の規定による許可の有効期間の残存期間と同一の期間とし、同条第2項の規定により付された条件は、なおその効力を有する。
- 7 施行日前の旧条例第19条の廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。
- 8 施行日前の旧条例第20条第1項のし尿の収集に係る手数料の納期については、なお従前の例による。
- 9 この条例の施行の際現に旧条例第21条の規定により受けている手数料の減免の決定は、平成20年12月31日までの間は、施行日において新条例第40条の規定により受けた手数料の減免の決定とみなす。
- 10 この条例の施行の際現に受けている新条例第12条第1項の家庭系廃棄物の定期収集に相当するものに係る当該家庭系廃棄物の収集場所は、新条例第13条第1項の規定による届出を行ったごみ収集ステーションとみなす。

附 則（平成31年3月29日条例第14号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。